

令和 7 年 9 月 30 日 継続審査

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める
意見書提出を求める請願について

(趣 旨)

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準を平均6.5%、最大10%が引き下げられました(以下、「本件引下げ」という)。

本件引下げについて、愛媛県をはじめ全国29都道府県で1,027名の原告が取消しを求めて提訴したところ、本年2月28日の松山地裁に続いて、6月27日最高裁判所は、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は、司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し被害を回復しなければならないはずです。しかし、国は、最高裁判決からすでに2カ月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を取らず、違法状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者や障がい・傷病者であるところ、数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権(憲法第25条)と個人の尊厳(憲法第13条)を侵害され続けている状態にあることから、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引下げに伴いこれらの諸制度の対象者への悪影響も生じたところ、同影響の調査及び被害の回復も行うべきです。

以上の趣旨から、下記事項を請願します。

記

(請願事項)

国に対して、全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪及び保護費

の遡及支給等被害回復の措置を速やかに行うこと、並びに生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復を図ることを要請すべく、地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、厚生労働大臣等に意見書を提出することを求めます。